

## 令和4年度長野県エシカル消費推進事業業務委託仕様書（案）

この仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う令和4年度長野県エシカル消費推進事業業務を委託するにあたり、その仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

令和4年度エシカル消費推進事業業務

### 2 目的

エシカル消費イベントの開催、エシカルな消費行動につながる商品やサービスの提供を行っている事業者のマップの作成・公表等を通じて、消費者・事業者の垣根を超えたネットワークの形成が促進されるとともに、県民一人ひとりの良心と結びついた消費行動が、事業生産活動に影響を与え、持続可能な未来をつくる好循環が構築された長野県を目指す。

### 3 履行期間

契約締結日～令和5年3月20日

### 4 契約書（案）

別添のとおり

### 5 業務内容

（1）エシカル消費イベント（仮称：ながのエシカルイベント）の企画・運営

#### ア 趣旨

県内の消費者、事業者等を対象とした、エシカル消費の実践者を増やすためのイベントを開催する。

#### イ 参加対象者

県内の消費者、事業者等

#### ウ イベント概要

ながのエシカルイベントは、長野県内のエシカル消費に関するイベントと連携し、令和4年10月から令和5年2月までの期間とするが、県くらし安全・消費生活課が主催するイベントは下記の3つとする。

① 令和4年11月の土曜日もしくは日曜日

ながのエシカル・ミニイベント（長野市を想定、30～50名程度＋オンライン参加者）

② 令和4年12月の土曜日もしくは日曜日

ながのエシカル・ミニイベント（松本市を想定、30～50名程度＋オンライン参加者）

③ 令和5年1月21日（土）11:00～17:00（予定）

ながのエシカルイベント（県立長野図書館信州・学び創造ラボ、100名程度＋オンライン参加者）

## エ テーマ及び内容

エシカル消費の推進に向けて、参加者がエシカル消費を理解し、日々の生活の中で無理なく実践していくことができるよう、消費者や事業者などそれぞれの立場での意見を取り上げるとともに、参加者が気軽に長野県エシカル消費に取り組むことができるようなテーマ及び内容を提案すること。

## オ イベント概要

### ・ながのエシカル・ミニイベント（ウの①と②）

エシカル消費を実践している県民の方のパネルディスカッションもしくはトークショー  
可能であれば物販スペースを設置する（\*エシカル消費に関係する事業者等の商品を選出すること。）また、パネルディスカッションもしくはトークショーについては、オンライン配信も同時に行うこととする。（詳細要検討）

### ・ながのエシカルイベント（ウの③）

パネルディスカッションもしくはトークショー、社会派映画の上映、県内大学生によるエシカルMAP作成の公表、などをステージイベントとするが、「信州・学び創造ラボ」を有効に活用することとする。子ども（小学校高学年～）が参加できる体験型のワークショップも取り入れること。  
また、映画の上映を除くステージイベントは、オンライン配信も同時に行うこととする。

## カ 委託業務の内容

ながのエシカルイベントおよびながのエシカル・ミニイベントの開催に係る企画・運営及び付随する業務一式を委託する。

業務内容は以下のとおり。

### ① ながのエシカルイベントおよびながのエシカル・ミニイベントに向けた準備

- ・イベントの企画及びスケジュールの策定
- ・ながのエシカル・ミニイベントのイベント会場の交渉、確保  
（会場：長野駅、松本駅からアクセスの良い場所で古民家風店舗やブックカフェなどを想定）
- ・体験型ワークショップの業者及び物販業者の推薦、交渉
- ・ながのエシカル・ミニイベントのパネルディスカッションもしくはトークショーのスピーカーの交渉、確保（ながのエシカルイベントのスピーカーは当課が交渉中）
- ・パネルディスカッションもしくはトークショーのスピーカー、コーディネーター、MAP調査の発表を行う学生、体験型ワークショップの業者、物販業者及び会場との連絡調整

### ② ながのエシカルイベント及びながのエシカル・ミニイベントの運営業務

- ・コーディネーター、パネリストもしくはスピーカー及び会場等との連絡調整
- ・当日の進行全般（司会含む）
- ・会場の設営、撤収

- ・備品等の準備及び手配
- ・案内パネル、チラシの作成
- ・参加者アンケートの実施

③ 参加者の募集及び管理 ※参加者の募集方法については、県と協議すること。

④ 事前の広報活動

- ・各種媒体を活用した事前告知
- ・広報・周知方法については、県に事前に確認をとること。
- ・チラシ等の紙媒体の制作・配布（ミニイベントの際に、次回のイベントのチラシを配布）

⑤ 報告書の作成

トークショーもしくはパネルディスカッションの発言内容等を録音するとともに記録写真、映像を撮影し、イベント概要を作成して、全体の事業実施報告書の中に入れる。また、講演概要はホームページにより公開するなど有効活用を図るため、本業務の趣旨及び内容が十分に理解できるものとする。

⑥ 運営経費の管理及び支払

- ・講師、コーディネーター、パネリスト等への謝金等及び会場使用料等運営経費の支払

## (2) 「ここからエシカルMAP」の作成サポート

### ア 趣旨

エシカル消費の推進に向けて、県内におけるエシカル消費につながる商品やサービスの提供を行っている店舗や施設等について可視化することを通じてエシカル消費の理解を深めることを目的として、MAPの作成・公表を行う。

### イ 概要

県下2地区（予定）におけるMAPの掲載事業者（それぞれ10事業者程度）の調査を県内の大学生（以下、学生という）に依頼する。その調査のためのサポートとして、インタビュー研修を行うほか、適宜、求めに応じてMAP作成を補助する。

### ウ 委託業務の内容

「ここからエシカルMAP」の作成・公表に係る企画・製作及び付随する業務一式を委託する。業務内容は以下のとおり。

① 調査の実施

- ・企画及びスケジュールの策定  
※当課及び学生と打合せを行い決定するものとする。
- ・調査を行う学生との連絡調整
- ・調査への同行、学生の移動手段の手配、MAPに使用する写真の撮影等補助

② ながのエシカルイベントにおけるMAPの公表

- ・学生による調査結果の発表の場のコーディネート
- ・発表を行う学生との連絡調整

## 6 県への報告

### (1) 事業実施計画書

業務委託契約締結時に、事業実施計画書（様式任意）を県に提出すること。なお、事業実施計画書等に変更がある場合は、あらかじめその内容について変更後事業実施計画書等を添えて県に協議すること。

### (2) 事業完了報告書

受託者は、委託業務完了時に事業の成果を取りまとめた事業完了報告書（様式第1号）に事業実績報告書（様式任意）を添えて県へ報告すること。

また、添付書類としてイベント報告書及び参考資料、イベントの参加者数及びその内訳（消費者、事業者、各種団体や行政機関等）を提出すること（様式任意）。

## 7 事業実施上の留意事項

(1) 本事業の実施にあたっては、県と連携を図りながら、定期的に打合せの場を持ち報告・協議をしながら取組むこと。その際、連絡調整の窓口となる担当者を配置すること。

(2) 個人情報の保護（取得・保護・管理）については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。

(3) 事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならないこと。

(4) 受託者は、本事業により作成したチラシ、ポスター、パネル等の各種媒体については、著作権法第21条から第28条までに規定する権利（著作権）を県に無償で譲渡するものとする。受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条に規定する権利（著作人格権）を行使することはできない。

(5) 本事業は県の委託事業である旨、案内チラシ等へ掲載するなど、広く理解と周知を図るよう努めること。

(6) 本事業の実施に要した費用について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに、業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。

(7) 業務内容については、県との打ち合わせにより変更になることもあり得る。

## 8 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。